

保護者 様

## 高校生等教育給付金（家計急変世帯対象）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯（非課税世帯等）に対し返還不要の給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる世帯で給付金の支給を希望される場合は、下記のとおり申請書等関係書類をご提出ください。

### 1 対象となる方・・・申請日において次の資格を全て満たす世帯

- ・高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- ・保護者等が岡山県内に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- ・家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯<sup>(※1)</sup>。
- ・生活保護法の規定による生業扶助が行われていない世帯

※1 所得割合算額の見込が非課税の世帯の例（この例に該当しない場合はお問い合わせください）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,043,000円未満	2,215,000円未満	2,715,000円未満	3,215,000円未満	3,700,000円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

### 2 生徒一人あたりの給付額（年額）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯 （生業扶助受給世帯 を除く）	第1子の高校生等	84,000円	36,500円	36,500円
	第2子の高校生等	129,700円		

※7月以降に家計が急変した場合は、来年3月までの月数に応じた額となります。

### 3 申請時期

家計急変後、随時。（最終期限 令和2年12月18日（金））

### 4 申請先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁財務課

## 5 提出書類

世帯区分	対象の高校生等の人数	提出書類
【全員共通】	—	①高校生等教育給付金受給申請書（様式1の1） ②在学証明書（様式6） ③口座振替申出書 ④個人対象要件証明書（専攻科のみ、様式8-1）
【非課税世帯に相当すると認められる世帯】	・高校生等が1人の場合 ・高校生等が通信制・専攻科のみの場合	⑤家計急変の発生事由を証明する書類（※1） ⑥家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（※2）
	・高校生等が2人以上の場合 ・高校生等本人以外に15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	⑤家計急変の発生事由を証明する書類（※1） ⑥家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（※2） ⑦健康保険証の写し等（生徒本人及び兄弟姉妹の健康保険証の写し等） ⑧扶養誓約書（様式7）（※3）

※1・・・離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

※2・・・課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）

※3・・・国民健康保険に加入しているため、健康保険証に扶養・被扶養の記載がない場合や、健康保険証を保持していない場合など、扶養状況を確認できる公的書類がない場合のみ、必要事項を記載のうえ提出してください。

## 6 給付時期

審査完了後、通知にてお知らせします。

## 7 お問い合わせ先

岡山県教育委員会財務課 教育給付金担当

TEL 086-226-7572